

新旧対照表〔改正内容(案)一覧〕

No	項目	新	旧	改正対象
1	緊急時かけつけ体制	・ 徒歩 10 分以内 ・ 3 名以上担当者設定	・ 公共交通機関不可 30 分以内 ・ 1 名のみ対応可	特区/届出 旅館:適用済
2	廃棄物の処理 (回収頻度)	・ 7 日ごとに 3 回	・ 7 日ごとに 1 回	特区/届出
3	滞在者本人が適切に施設を使用しているか、状況を確認できる体制	・ 防犯カメラ設置努力義務 (出入口部分)	(設備規定なし)	特区/届出 旅館:義務化済
4	苦情問い合わせ窓口	・ 24 時間 365 日繋がること	・ 窓口を設置すること	特区/届出/ 旅館
5	近隣住民周知 ① 周知範囲 ② 説明会 ③ 周知 (掲示物)	・ 近隣住民周知の範囲: 20 m へ拡大 ・ 生活圏を密にする建物使用者や管理者も対象 ・ 私道所有者への周知努力義務化 ・ 2 回以上の開催義務化 ・ A 2 版以上 ・ 掲示位置具体化 ・ 書面記載項目の具体化	・ 10m の敷地が隣接する建物の使用者 ・ 私道沿いの建物使用者は努力義務 (説明会規定なし) ・ A 3 版以上 ・ 公衆の見やすい位置	特区/届出/ 旅館
6	ステッカーの掲示	・ 掲示義務化 ・ 誘導看板の設置努力義務化 ・ 施設看板設置努力義務化	・ 指導レベル (規定なし) ・ (規定なし)	特区/旅館 届出:適用済
7	提出書類	・ 不動産登記事項証明書の提出義務化	・ 所有物件の場合のみ 不動産登記事項証明書提出	特区
8	外国人旅客の滞在に必要な役務	・ 施設外に注意事項を掲示することを追加 ・ 事業者が利用者に、口頭で説明できることを明記	・ 施設内のみにマニュアル設置 ・ 注意事項を説明する体制があること (口頭説明の規定なし)	特区/届出/ 旅館
9	一居室の床面積、壁芯で 25 平方メートル以上	・ ただし書きの規定を認めない	・ ただし書き規定可 (滞在に支障がないと認める場合、壁芯 20 m²から可)	特区 届出/旅館は法で規定

凡例：特区＝特区民泊ガイドライン、届出：区住宅宿泊法ガイドライン、旅館：区旅館業の近隣周知等ガイドライン

※ただし届出民泊については、原則、国のガイドラインを優先する。